

令和8年6月3日

鶴が丘学園障がい者虐待防止のための改善計画書

社会福祉法人 釧路愛育協会

この改善計画書は、令和8年5月に発覚した施設利用者への職員による暴行事件をうけて、今後再び同じようなことが絶対に生じないように取り組んでいく計画として策定するものである。鶴が丘学園を適切な支援を提供できる施設に生まれ変わらせるため、法人一丸となって全力で取り組んでいきます。

1. 管理職等の虐待防止に向けた役割の明記

管理者	・ 定期的な虐待・不適切支援の撲滅の表明 ・ 副園長、課長、係長、主任に対する指導・統括 ・ 各部署・委員会が機能不全に陥っていないか点検 ・ 虐待防止委員の選出（適切かつ実行力のある職員選出）
副園長・課長	・ 管理者を補佐し、係長、主任に対する指導統括 ・ 利用者支援の現場の点検 ・ 安心安全カメラ映像の点検（毎日） ・ 虐待等の起こりえるリスクの分析と周知 ・ 虐待対応チームとの連携・協働
係長・主任	・ 課長を補佐し、職員への指導統括

	・ 個別支援計画に基づくサービスが提供されているかの点検 ・ 虐待等のリスクに対する現場ラウンド（毎日）
全職員	・ 不適切支援を見聞きしたら上司または虐待防止委員に報告 ・ 虐待防止研修の受講および虐待防止チェックリストに基づいた自身の振り返り（毎月）
施設 虐待防止委員会	・ 虐待防止委員会の開催（毎月） ・ 不適切支援の通報窓口 ・ 適切な支援の推奨と啓発 ・ 虐待防止チェックリストの集計分析 ・ 部署を入れ替えた現場のチェック ・ 身体拘束事案に対する、手続き、3要素審議、モニタリング
法人 虐待対応チーム	・ 施設への点検ラウンド（毎日） ・ 点検報告書の作成（毎日） ・ 施設、虐待防止委員会に取り組みの報告、指導 ・ 改善計画書の進捗モニタリング

2. 虐待対応チームおよび虐待防止第三者委員の設立

（1）虐待対応チーム

法人内施設等において虐待事案が発生した際、当該施設に対して専門職で編成された虐待対応チームを派遣し、早急に支援、介護、保育の現場改善と組織改善を実施し、適正な施設運営を取り戻すため下記の業務に取り組んでいく。

①当該施設の聞き取り調査

②当該施設の虐待アセスメント

③当該施設の職員と一緒に業務を担いながら、虐待および不適切支援・介護・保育の有無を点検する

④該当するケースが確認された場合は速やかに責任者へ報告する

⑤当該施設の虐待防止委員会へ参画し助言する

⑥当該施設のチーム員とともに対応し、終結後も施設で虐待防止の活動が継続できるよう支援する

(2) 虐待防止第三者委員

法人が実施する福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者さんや子どもたちが福祉サービスを適切に利用できるように支援するため虐待防止第三者委員を設置し下記の業務に取り組んでいく。

①法人施設への不定期視察の実施

②法人施設への実地監査の実施

③法人および施設に対する指導、助言

④その他虐待防止に必要と判断されること

3. 虐待等の通報、相談、報告のしやすい仕組みの構築

職員の聞き取りにより、虐待等の行動を見聞きしても相談しにくい雰囲気があることが確認されたため、周囲に気づかれず相談や通報ができる仕組みを構築していく。

①メールや ICT により携帯電話等から簡単に窓口にアクセスできるようにする

②施設に職員および利用者さん用の意見箱を設置する

4. 職員採用時の適性診断の実施

職員採用試験時に、適性診断を導入しその人の傾向を把握し福祉施設職員として適切かの考察材料にし、試験の合否に反映させる。

①F&M Club 採用・適性診断（パーソナリティ診断）を活用

以上の取り組みを法人として実施し、毎月開催している経営会議および定時理事会、定時評議員会、法人監査等に改善の進捗を報告していくこととする。